



令和5年3月16日
中小企業課

「いばらきアマビエちゃん」の運用停止について

新型コロナウイルス感染症について、国から5類感染症に位置付けるとの方針が示されたことを受け、県では、令和2年6月から運用してきた「いばらきアマビエちゃん」について、当面の間、運用停止とすることといたしました。

これまでのご協力に感謝を申し上げますとともに、停止に伴う対応等について下記のとおりお知らせいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類感染症に分類が変更された日をもって、システムの運用を終了する予定としております。

記

1 運用停止日

令和5年3月31日（金）

2 停止に伴う対応について

（1）事業者向け

- ・ 現在掲示いただいている「感染防止対策宣誓書」、「感染防止対策確認済店ステッカー」、「ワクチン・検査パッケージ制度登録店ステッカー」については、3月31日までは引き続き掲示をお願いします。

また、4月以降につきましては、5類感染症への分類変更が予定されている令和5年5月8日までに、撤去又は処分していただくようお願いします。

- ・ 5月8日までは、引き続き「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等、基本的な感染対策をお願いします。

（2）県民向け

- ・ 令和5年4月1日以降は、宣誓書のQRコード読み取りによる利用者登録ができなくなります。（メール・アプリとも）
- ・ 「いばらきアマビエちゃんアプリ」をご利用の方は、端末からアンインストールをお願いします。

3 その他

- ・ 本件については、システムに登録している事業者に対して、3月16日付けでお知らせします。

○本件に関するお問合せ先

茨城県産業戦略部中小企業課 担当：廣瀬、鈴木

TEL 029-301-3482